

事例14

## 印象に残り、納得して取り組める 安全活動をわかりやすく伝える

安全教育で最も気を使っているのは、「新人にもベテランにもわかりやすいこと」、「納得して取り組めること」、「現場の流儀に添っていること」。これらを実践するために、自社の現場の身近な事例などを盛り込んだテキストを作成し、伝え方も工夫している。

新発田建設株式会社・新潟県

### 安全担当者による独自の職長・安全衛生責任者初任者講習を実施

新発田建設株式会社は、創業地である新発田市を中心に数多くの事業を手がけている総合建設会社である。「常に真を求め、善を分かち合い、美しいものを作り出すこと（『真・善・美』）」を社是とし、ものづくりにとどまらず、着工前から竣工後まで広範なサービスに応える姿勢を大切にしている。「昭和30年代、40年代の高度経済成長期を経験して、さまざまな苦労を重ねてしてきたと聞いています。そうした経緯から、安全活動にもいち早く力を入れてきた建設会社です」と労務安全部課長は語る。

課長は、同社と協力会社（約130社）の安全担当者として、独自の『安全ルール』の策定や『安全ニュース』の発行、現場パトロール、ブログやメールによる情報提供など、幅広い安全活動に日々尽力する。また、厚生労働省のRST取得カリキュラムを修得し、法律に則った職長教育、安全衛生責任者教育も自ら行っている。

職長・安全衛生責任者初任者講習は、自社と協力会社の現場経験4年以上の者を対象として実施している。課長が講師を務める講習は2002年から行っていて、これまでに26回開催し、延べ400人が受講した。全14時間の講習を1日7時間、2日にわたって開催する。

「危険に対して現場で敏感になれる人を育てるために、この14時間を大切にしています」と課長。ただし、「14時間といっても、人の記憶に残るのはそのうちの10%ほどと言われています」とも語り、このことを前提としたうえで、いかに受講者を引きつけ、少しでも多く内容を記憶してもらうかに力を注ぎ、「生活圏外の地域で起きた事例ではなく、なるべく県内で発生した事例や、過去に自社で発生した事例をもとに、私が作成したオリジナ

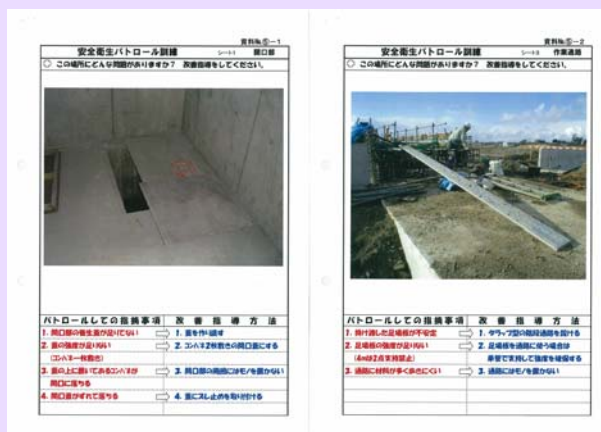
職長・安全衛生責任者初任者講習



資格を持つ現場経験者が講師になって指導する「実技講習」



職長・安全衛生責任者初任者講習のテキストの一部。



ルテキストを追加しています。さらには、受講者自身が実際の作業の場面でその事例が記憶に浮かび上がるように、聞く人の体に浸透することを意識した話をします」と工夫を凝らした講習を展開する。課長の講習を受けた職長の現場では、無災害が続いている。

## 現場のベテランから学ぶ実技講習を開催

安全に関する特別教育、あるいは実技講習もほぼ毎月1回、実施している。最近では、『高所作業車の運転特別教育』、『丸のこ等取扱作業安全教育』を開催した。

講習内容は、協力会社からのリクエストに応じて企画する。協力会社には安全の窓口となる担当者を選任してもらっていて、課長から各担当者にメールで安全情報を随時送信している。そうしたやり取りの中で、開催してほしいテーマなどを聞くという。

参加者は毎回20人ほど。課長が講師になることが多いが、実技講習の講師は職人に依頼し、現場での経験を話してもらうことを基本にしている。「例えば、ベテランの職人に新しい機械や道具の素直な感想を話してもらいます。すると、この機械は便利だけど、ここを袖に引っかけてしまう危険があるから要注意、といった話をしてもらえます。身近な人のこういう情報ありがたいのです」（課長）。『安全ルール』は、こうした講習にも

活用できるような構成で作成し、講習の場でもその普及にも努めている。講習内容は自社のホームページ上に掲載し、次回の講習に参加を促すようにしている。

## 現場パトロール、安全ニュース

「よい取り組みは広めたい」と、課長はその情報収集のためにも、ほぼ毎日、現場パトロールに出かけ、好事例を見聞きしては、ブログや『安全ニュース』に掲載している。「現場に行くと、何かしら発見がある」と課長。『安全ニュース』は、年末年始の事故防止や熱中症対策など、時々々の注意点を1枚にまとめて、例えばランチ情報の張り紙の横など現場で皆の目につく場所に貼っておく。ニュースやブログで扱う題材も写真も、すべて新発田建設の現場で撮影したり、収集したものを載せるという。「他社の事例では見てもらえません。職人が道具を選ぶときの基準は、しっかり来るか、来ないかです。安全活動も同じです。しっかり来るものでなければ、身を守るための道具であるといくら言っても受け入れてはくれませんし、道具の1つとして使いこなすまでにはなってくれません」。

## 自分の言葉で伝える安全活動

課長が安全担当者になったのは、1991年に新卒で同社に入社した年で、安全の知識も経験もない中、入社直後は、当時、安全担当として在籍していた労働基準監督署OBに学び、その後半年は他社の現場を経験し、安全の実務を身につけていった。さらにその後1年間は、交流のあった竹中工務店へ安全担当者として出向し、「修行させてもらいました」と振り返る。当時、無災害記録を更新していた竹中工務店の安全活動が、課長の取り組みの基本になった。

「修行の後半は、巨大ホテルの現場へ安全担当として投入され、経験の浅い私は右往左往しました。1,000人もの職人がいましたが、誰も私の話には耳を傾けてくれません。悩み、もがいた末、ある日吹っ切れて、新潟弁で話したら聞いてもらえたのです。それまで聞いてもらえなかったのは、自分の言葉でしゃべっていなかったからだ気づき、分かりやすく、納得して取り組める安全活動を伝えることが大切だと思い知り、現在に至っています」。

課長の取り組みを見ていると、安全活動の要は「コミュニケーション」であると実感する。また、「私のように、入社時から安全担当としてさまざまな経験をして育てられることがよいように思います」と人材育成を語る。どちらも、参考になる事例といえるだろう。

時々の注意点などをわかりやすくまとめた「安全ニュース」

自社の現場の好事例などを素早く伝える「安全ブログ」

新発田建設「安全ルール」の一部

「当社の安全ルールの周知徹底について」

安全パトロールにおいて、繰り返し指摘に挙がっている危険要因、労務管理上、労働衛生上の問題点について特に協力会社各位の側から徹底して頂く必要のある指摘事項を下記に記します。  
工事作業所における災害防止の統括管理義務を負う立場として、各社におかれまして改善に向けた指導を徹底されるよう要請するものであります。

項目	平成15年10月17日より全作業所で適用される安全ルール(1)	詳細
就労者管理	1. “年少者” 18歳未満の者については危険作業への従事は禁止です電動工具の使用、高所作業は禁止とします。 なお入場時住民票を提出願います。	-
	2. “一人親方” 一人親方、事業主については「労災特別加入制度」加入者のみ入場可とします。	-
	3. “常備禁止” 労働者派遣法に従い、建設工事における「常備」扱いによる賃金の支払いは違法のため、出来高払いとして下さい。	No.1
	4. “職長選任” 職種を問わず職長を選任したうえで当社工事に入場させて下さい、また選任された職長は常駐させて下さい。	No.2
	5. “朝礼参加” 現場朝礼は全員参加を原則とします、決められた時間までに入場願います。	No.3
	6. “服装・保護具” ヘルメットは「飛塵兼用」を使用し、夏期は肌着姿での作業は避けてください。 また、「超ロング8分ズボン」は必要以上に幅が広く裾が地面に接する物(くるぶしが隠れる物)は入場を制限します。	No.4
労働衛生	1. “マスク” アーク溶接作業、粉塵発生作業は作業時間の長短に関わらず防塵マスクを着用させてください。	No.5
	2. “ゴーグル” 研り作業のほかグラインダー、ペーパーサンダー等を使用する作業は保護ゴーグル着用とします。	-
	3. “腰痛防止” 毎朝のラジオ体操は腰痛防止のためにも必ず参加してください。	No.3
	4. “振動工具” 振動業務の一連続作業時間は10分以内とし作業間に5分以上の休止時間を設けるようにして下さい。	-
墜落災害防止	1. “脚立足場” 4m足場板の三点支持ではなく3m足場板の2点支持とします、ゴムバンド固定を厳守させてください。	No.6
	2. “脚立” バイブウマの持ち込み使用を禁止します、なお7尺以上の脚立についても同様です。	-
	3. “手摺の復旧” 当社現場担当者の許可無く、筋交い、手摺を外して作業することは禁止します。 また、作業の都合により一時的に手摺を外した場合は作業後即時に責任を持って復旧し現場担当者に復旧の報告を。	No.7
	4. “足場組立” 足場の組立については作業手順書を提示願います、組立施工者の墜落対策について当社の担当者に確認を得なければ作業は開始出来ません。	-

「安全ニュース」や「安全ルール」は、新発田建設ホームページから